

金婚夫婦祝福式典

高知新聞社などの主催による「第62回金婚夫婦祝福式典」が開催されます。参加を希望される方は、役場までお申し込みください。

ご希望の方は、会場まで送迎も行いますので、ご相談ください。

◆日時

9月1日(日)午後2時

◆会場

新ロイヤルホテル四万十

◆申込資格

昭和44年1月1日～12月31日ま

でに結婚された県内在住のご夫婦(それ以前の結婚でも初参加なら可)

◆申込方法

左記担当係窓口にてお申し込みください。

◆申込期限

6月17日(月)

※8月上旬頃に高知新聞社より通知が届きます。

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2124

佐賀支所地域住民課 総合窓口 第2係

☎ 55-3112

重度心身障害児・者医療費(福祉医療)を助成します

重度心身障がい児・者が医療を受けるとき、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を市町村が助成します。利用には受給者証が必要ですので、担当係で交付を受けてください。

世帯員の異動(転入・転出など)や健康保険の変更などがあった場合は、手続きが必要です。

◆対象者

(①から③)のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級または2級の方

②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方

③身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの方

◆申請時に必要なもの

【新規】(随時受付)
印かん、健康保険証

【更新】
6月10日(月)～21日(金)受付
印かん、健康保険証、同意書、申請書、受給者証

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2124

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2124

ひとり親家庭医療費を助成します

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担分(高額医療費は除く)を助成します。

※所得制限があり、受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対する所得税が課税されている世帯などは、対象とならない場合があります。

◆助成の種類

【現物給付】

受給者証を医療機関に示し、助成分を差し引いて支払う方法

【療養費払い】

いつたん自己負担分を支払い、後日役場で給付請求する方法

※県外受診の場合は療養費払いになります。領収書が必要です。

◆場所

幡多福祉保健所など

◆定員

1回2件まで

※2週間前までに電話で予約してください。

○お問い合わせ

高知県幡多福祉保健所 健康障害課

☎ 34-5124

精神保健福祉相談「嘱託医相談」のご案内

精神障がい者または精神障がいの疑いのある方やそのご家族に対し、精神科医師による相談を開催します。(精神科未受診者や治療中断者などが相談の基準になります)

◆日時

6月26日(水)

8月19日(月)

11月18日(月)

令和2年

2月17日(月)

午後1時30分～午後3時30分

◆申込方法

【新規】(随時受付)

印かん、健康保険証

【更新】
6月10日(月)～21日(金)受付
印かん、健康保険証、同意書、申請書、受給者証

○お問い合わせ

高知県幡多福祉保健所 健康障害課

☎ 34-5124

